# 高卒求人受理に係る確認事項

※確認事項に記載されている内容を確認のうえ、□確認済に✔し、求人申込書（高卒）とともに提出してください。

**提出年月日：令和　　年　　月　　日**

| **＜事業所名＞** | **＜事業所番号＞**<br>１４０６－　　－ |
|---|---|

| **確認事項** | **確認** |
|---|---|
| **＜求　人＞**<br>１．求人申込みは、人事採用権のある事業所で行うこと（本社以外の支店や営業所で申込む場合は、本社で同様の募集を申込むことが無いよう注意を促すこと）。<br>２．求人を申込む場合は、職種毎、就業場所毎に作成すること。<br>３．申し込んだ求人は、**募集の中止、募集人員の削減、入職時期の繰り下げを行わないこと。**また、**採用内定取消しはあってはならないことである。**<br>４．上記３に関連して、求人数は、学歴毎に確実に採用できる人数で募集すること（新規大卒等や中途採用（一般求人）で採用したなどの理由で、求人の取消しや削減はできないこと）。<br>５．学校訪問や学校へ求人情報を提供する際には、受理済みの求人票（安定所の受理印のあるもの）を複写して使用すること（受理印が無い求人票での募集はできないこと）。<br>６．内定が出た場合や充足した場合は、所定の報告様式にて速やかに管轄公共職業安定所へ連絡すること。 | □確認済 |
| **〈職場見学〉**<br>１．応募前の職場見学は、会社説明のみとし、面接や採用試験と思われるような質問はしないこと（早期採用選考となり、生徒は学校に報告するよう指導されている）。<br>２．内定と受け取られるような話をしないこと（応募前にアルバイト等の就労の誘いをしないこと）。 | □確認済 |
| **〈応　募〉**<br>１．学校からの推薦開始は**９月５日以降**（書類到着日）であること。<br>２．面接、採用試験は**９月１６日以降**とすること（１と２の項目が守られない場合は、早期採用選考となるので注意すること）。<br>３．神奈川県では推薦開始日以降は１人１社の応募・推薦とするが、１０月１日以降は１人２社まで応募・推薦が可能であること（複数応募が可能な時期は県によって異なる）。<br>４．応募書類は全国高等学校統一用紙のみを使用することとし、独自社用紙等の使用または提出を求めることは絶対に行わないこと。 | □確認済 |
| **〈採用選考（面接）〉**<br>１．書類選考のみで選考しないこと。必ず応募者全員と面接を実施すること（正確な評価に欠ける恐れがあるため）。<br>２．選考時、**「家族構成」「家族の職業」等就職差別につながるおそれがある１４事項等の質問はしないこと**（多くの偏見が生じやすく、本人の適正・能力とは無関係である）。 | □確認済 |
| **〈選考結果（採否結果）〉**<br>１．応募者の採用選考と選考結果の通知は速やかに行うこと。また、選考結果は文書にて通知すること。<br>２．採用内定後に求めてよい書類は入社承諾書のみとし、その他の書類は一切求めないこと。※戸籍謄（抄）本の提出は求めないこと。<br>３．採用選考時の健康診断は、業務上必要がある場合を除き、学校からの推薦を尊重し、あえて実施する必要はないと判断されるものである。※労働安全衛生法に定める健康診断は、適正配置、入社後の健康管理のために雇入れ時に行うものであること。<br>４．入社日は新規中学校卒業者は４月１日以降とし、新規高等学校卒業者については卒業日以降となっているが、高等学校では４月１日以降の採用をお願いしているところであるので高等学校と相談するよう促すこと。 | □確認済 |
| **〈推薦を依頼する高校を指定する場合〉**<br>１．求人申込書の様式変更により、推薦を依頼する高校を指定する場合は、「推薦依頼高校一覧」（別添 1）を求人申込書とともに提出すること。 | □確認済 |